

令和4年北海道告示第78号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道稚内市中央3丁目地内における土地を起業地とする「稚内市庁舎整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、稚内市が新たに庁舎を建設するものであり、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である稚内市は、本件事業の検討に当たって、学識経験者や関係団体、一般市民から構成される検討委員会を設置し、当委員会において更新手法や起業地、機能、規模について協議が重ねられた上で答申を受け、市民説明会やパブリックコメントによる市民意見等の聴取を経て、令和2年10月に「稚内市庁舎建設基本構想」を、令和3年3月には、基本的な整備方針となる「稚内市庁舎建設基本計画」を策定した。

令和3年度には基本設計及び実施設計の委託業務を発注するなど本件事業を推進しているところであり、また、関係行政機関と協議して、必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

稚内市の現庁舎は、昭和42年に建設され築50年以上が経過し、建物、設備等が老朽化しており、耐震診断により耐震性能不足も明らかとなっている。また、庁舎は狭隘化しており、福祉関係業務の一部は別施設に配置され、行政サービスの低下を招いているほか、障がい者や高齢者等すべての人が利用しやすい構造とはなっていない。

本件事業の完成により、老朽化、狭隘化の問題が解決され、耐震性も確保されることから、利用者の安全性や利便性が向上するとともに、災害対策本部としての機能を十分に発揮できるようになる。

さらに、JR稚内駅前通りに新庁舎が建設されることで、周辺地域におけるにぎわいの創出及び人の交流を促進し、中心市街地の活性化に資することが期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の埋蔵文化財包蔵地も存せず、また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられなかった。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件起業地の選定に当たっては、まちづくりや公共・公益機能、防災、アクセス性、事業の実現性など様々な角度から協議・検討を重ね決定している。

まずは、稚内市の3拠点である、中央地区、南地区、東地区を比較検討して、まちの中心性、文化・歴史性、公共交通アクセス性、公共交流施設集積度で優位である中央地区を整備地区として選定している。

次に、中央地区内で商店街周辺地域と現庁舎周辺地域を比較検討し、公共・公益連携拠点の形成や広場空間・駐車場の確保、事業費、事業期間で優位である現庁舎周辺地域を整備地域として選定している。

最後に、現庁舎周辺地域内で稚内郵便局横敷地（申請案）と現庁舎前敷地で比較検討している。申請案は、駅前通に面し、当該通りを「マチ」と「みなと」をつなぐ都市軸として形成・強化する市のまちづくり施策と合致しており、将来的な経済効果も期待できること、現庁舎の供用を継続しながらの建設工事が可能であること、市民からの要望がある市民利用スペースの設置や駐車場の確保が可能であること、現庁舎跡地を災害時の一時的な避難場所や緊急車両の待機スペースに活用可能であることなど、総合的に見て優位であることから建設予定地として選定している。

本申請における新庁舎の位置は、上記のとおり必要な検討を経て決定しており、最も適当なものであると認められる。

また、庁舎の規模は、「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準」及び「公共施設等適正管理推進事業債」の標準面積の範囲内で計画されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3の(1)で述べたように市庁舎は、耐震性能不足であること、老朽化、狭隘化により行政機能を十分に発揮することができない状況にあることから利用者の安全性と利便性を考慮すると本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3の(3)で述べたように、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。